

5 日給等の内訳
(源泉徴収票等の証明のない方は記入してください。)

月	日給	勤務日数	月収等
1	6,901	17	117,317
2	6,901	17	117,317
3	6,901	17	117,317
4	6,901	17	117,317
5	6,901	17	117,317
6	6,901	17	117,317
7			0
8			0
9			0
10			0
11			0
12			0
賞与等			
合計			703,902
法人番号又は所在地 奈良市〇〇町61-1			
勤務先名 〇〇株式会社			
電話番号 0742-〇〇-〇〇〇〇			

6 市民税・県民税の納税方法
給与所得及び公的年金等に係る所得以外
(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法
☐ 給与から天引き (特別徴収)
☐ 自分で納付 (普通徴収)

7 事業(営業等・農業)・不動産所得に関する事項
(収支内訳書を添付してください。)

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業	〇〇〇	647,131	608,000	0
不動産	奈良市〇〇町1番地	654,321	559,131	0

8 配当所得に関する事項
配当所得の種類
支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等
支払確定年月
収入金額
必要経費
国内株式等に係る外国所得税額

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費	国内株式等に係る外国所得税額

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
種目
支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等
収入金額
必要経費

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
総合譲渡
短期
長期
一時
収入金額
必要経費
差引金額(収入金額－必要経費)
特別控除額
所得金額(差引金額－特別控除額)

総合譲渡	短期	長期	一時	収入金額	必要経費	差引金額(収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額(差引金額－特別控除額)

11 事業専従者に関する事項
氏名
続柄
生年月日
専従者給与(控除額)
就業開始
個人番号

氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除額)	就業開始	個人番号
	明・大・昭・平	年 月 日	円	円	・・・・・
	明・大・昭・平	年 月 日	円	円	・・・・・

12 事業税に関する事項
非課税所得など
所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得
事業用資産の譲渡損失など
前年中の開業・廃業
他都道府県の事業所等
開業・廃止
月 日
(有・無)

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	円
前年中の開業・廃業	開業・廃止 月 日
他都道府県の事業所等	(有・無)

13 寄附金税額控除に関する事項
都道府県・市区町村(特例控除対象)
寄附金額
電報先
奈良県条例指定分
奈良市条例指定分

都道府県・市区町村(特例控除対象)	寄附金額	電報先	奈良県条例指定分	奈良市条例指定分
円	円		円	円

14 所得金額調整控除に関する事項
フリガナ
氏名
個人番号
続柄
生年月日
明・大・昭・平・令
年 月 日
特別障害者に該当する場合
級
別居の割合
の住所

フリガナ	氏名	個人番号	続柄	生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日	特別障害者に該当する場合	級	別居の割合	の住所
		・・・・・								

15 所得がなかった方の記入欄
前年中に所得がなかった方又は扶養されていた方等は、記入してください。
(1)前年中に所得がなかった方(生活状況について、該当するものを○で囲んでください。)
ア 遺族年金 イ 障害年金 ウ 傷病手当 エ 雇用(失業)保険 オ 児童扶養手当 カ 育児休業給付金 キ 生活保護 ク 貯蓄 ケ 親族等の援助
(2)扶養されていた方
あなたを扶養していた人 氏名 続柄 ☐ 同居 ☐ 別居(住所:)
※令和6年12月31日現在で記入してください。
(3)国外に住んでいた方
国名 居住期間 年 月 ～ 年 月 日本での収入の有無 ☐ 有り ☐ 無し
※有りの場合は、5～10の該当する項目に記入してください。
(4)上記(1)～(3)に該当しない方は、収入がなかった理由及び生活費はどうされていたかが記入してください。(パートやアルバイト収入は「5日給等の内訳」欄に記入してください。)

源泉徴収票・証明書等は持参または同封してください。(のりで貼り付けないでください。)

●5 日給等の内訳

アルバイト・パート・日雇いなどで、源泉徴収票等証明のない方は記入してください。勤務先が一定しない場合は、主な勤務先についてその法人番号又は所在地、勤務先名、電話番号等を記入してください。なお、月収がなかった月は0円と記入してください。

●7～10の明細の記入について、ご不明な点があれば市民税課にお問い合わせください。

●13 寄附金税額控除に関する事項

(領収書等の証明書を添付してください。)

(1) 前年中に都道府県・市区町村に寄附をされた場合

特例控除対象の都道府県・市区町村に対して寄附をされた合計額を「都道府県・市区町村」欄に記入してください。

特例控除対象以外の都道府県・市区町村に対して寄附をされた合計額は、「都道府県・市区町村(特例控除対象以外)」欄に記入してください。

(2) 前年中に奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良県支部に寄附をされた場合

奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良県支部に対して寄附をされた合計金額を「奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良県支部」欄に記入してください。

(3) 前年中に奈良県条例・奈良市条例で指定された団体等に寄附された場合

対象の団体等に寄附をされた合計金額を「奈良県条例指定分」、「奈良市条例指定分」の欄にそれぞれ記入してください。

※団体によっては市民税・県民税いずれかのみを対象となる場合がありますのでご注意ください。詳しくは奈良市ホームページにも掲載しています。

●11 事業専従者に関する事項

生計を一にしている15歳以上の親族のうち、事業にもっぱら従事していた人で、専従者1人につき①と②のいずれか少ない金額を控除できます。(ただし配偶者控除・扶養控除と重複して適用することはできません。)

①500,000円(配偶者は860,000円)

②事業所得＋不動産所得＋山林所得

事業専従者の数＋1

●12 事業税に関する事項

営業およびその他の事業所得金額と青色申告控除額の合計額が290万円を超える場合で各項目に該当する事項がある場合のみ、記入してください。

なお、詳細については奈良県税事務所(電話 0742-20-4533)におたずねください。

●14 所得金額調整控除に関する事項

(1)給与収入が850万円を超え、ア:本人が特別障害者、イ:23歳未満の扶養親族を有する、ウ:特別障害をもった扶養親族・同一生計配偶者を有するのいずれかに該当する場合、(収入額(上限1,000万円)－850万円)×10%(上限15万円)を給与所得から差し引く。イとウに該当する人がいる場合は、所得金額調整控除に関する事項に氏名等を記入してください。

(2)給与収入と公的年金等の収入の両方を有する人で、それらの所得金額の合計が10万円を超える場合、給与所得(上限10万円)＋公的年金等の雑所得(上限10万円)－10万円を給与所得から差し引く。

※(1)と(2)両方に該当する場合は(1)の差し引き後に(2)を差し引きます。給与所得は、所得金額調整控除を差し引いた後の金額を⑥欄へ記入してください。

●15 所得がなかった方の記入欄

前年中いろいろな事情で所得がなかった人は、その理由やあなたを扶養していた人の氏名、続柄などを記入してください。

※パートやアルバイト収入、知人の手伝い賃金等は給与収入になります。

※長期譲渡、短期譲渡、株式等の譲渡等、先物取引、山林所得等のある方は、別途申告書(分離課税等用)が必要です。市民税課までご連絡ください。

※市外に居住している人で奈良市内に事務所、事業所または家屋敷のある人は、「事業所を有する個人」または「家屋敷を有する個人」として、市民税・県民税の均等割が課税されます(地方税法第294条第1項第2号)。該当される人は、申告が必要です。市民税課までご連絡ください。

令和7年度 市民税・県民税 申告書の書き方

市民税・県民税の申告につきまして、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この申告書は、あなたの税金を計算する際の重要な資料となります。また、国民健康保険料、介護保険料等の算定や、他の行政サービスを受ける上で必要となる資料でもありますので、該当する項目に正確に記入してください。特に扶養親族や障害者、寡婦等は記載がないと控除等が適用されません。

※市民税・県民税は前年の収入・所得に対して課税されます。令和6年1月～12月の状況(収入・所得・扶養親族等)を記入してください。

○市民税・県民税の申告が必要な人

令和7年1月1日現在で奈良市内に住所がある人は、収入の有無にかかわらず、前年中の収入状況を申告していただく必要があります。収入がなかった方や、遺族年金・障害年金・雇用(失業)保険・児童扶養手当等非課税の収入のみの方は、裏面の「15 所得がなかった方の記入欄」に記入してください。

ただし、次の人は市民税・県民税の申告の必要はありません。

1. 令和6年分の所得税の確定申告をする人

2. 前年中の収入が給与のみで給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されている人(勤務先にご確認ください)。

ただし、年の途中の退職・就職等で一定期間所得がなかった人は申告が必要です。

3. 前年中の収入が、課税対象である老齢年金等の公的年金のみの人。ただし、年金支払者から年金受給者に送付される「公的年金源泉徴収票」に記載のない控除(扶養親族、障害者、社会保険料、医療費、生命保険料など)を受けたい人、源泉徴収票の記載内容と現況が異なる人(扶養親族や障害者、寡婦・ひとり親に該当しないのに記載がある等)は申告が必要です。

4. 同一世帯の人の確定申告書や勤務先の年末調整、市民税・県民税の申告書で扶養親族として記載されている(扶養親族となっている)人で前年中の収入がない人

※上記1～4に該当する場合でも、事務手続上、申告書を送付する場合がありますのでご了承ください。

所得税額が不足する場合など所得金額等によっては、所得税の確定申告が必要になる場合があります(収入が公的年金のみで、支払額が400万円以下の人は除く)。

○申告の受付

申告書は、なるべく郵送等で提出してください。添付書類も必ず同封してください。郵送等で提出する人で、申告書の控えの返送を希望する場合は、提出する申告書のコピーと切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※記載に不備などがある場合はご来庁願う場合もありますので、ご留意ください。

○申告に必要なもの

①申告書、マイナンバーカード、もしくは個人番号通知カードと本人確認書類

②前年中の収入や所得を証明できる書類(源泉徴収票・給与明細書・決算書・家計簿等)

③国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金の領収書等(支払日が前年中の日付のもの)

④生命保険料・地震保険料の控除証明書

⑤医療費控除を申告する場合は、令和6年1月～12月に支払った医療費通知書、作成した医療費控除の明細書

⑥セルフメディケーション税制の控除を申告する場合は、令和6年1月～12月に購入した医薬品の明細書

⑦その他各種控除を受けるために必要な書類等

※上記③～⑦については、所得が45万円以下(収入がない場合も含む。)の人、非課税になる人は不要です。

○税制改正による令和6年度の市民税・県民税の主な改正点

【特定配当等・特定株式等譲渡所得の課税方式】

市民税・県民税での特定配当等・特定株式等譲渡所得の課税方式について、所得税で選択した課税方式と異なる課税方式を選択できなくなりました。

○税制改正による令和7年度の市民税・県民税の主な改正点

【住宅ローン控除の拡充及び要件の見直し】

●令和6年中入居の場合に限り、次のとおり、住宅ローン控除の拡充が行われます。

・子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、上乗せが行われます。

・新築住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和されます。

●令和6年1月以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除を受けられなくなります。

※所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除します。

そのほか税制改正による令和6年度・令和7年度の市民税・県民税の主な改正点の詳細は、奈良市ホームページにも掲載しています。

奈良市ホームページで所得金額や各種控除額などを入力すると、市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます。

ふるさと納税の“自己負担額の2千円を除いた全額が控除される額の目安”も試算できます。

申告書を印刷して内容を確認し、必要書類等を添付して市民税課に持参するか送付してください。電子メール等での提出はできません。

奈良市 税額試算 検索

検索サイトでキーワード検索もできます。

●申告者氏名欄

あなたの住所、氏名、個人番号（マイナンバー）、生年月日、電話番号、前年中の職業を記入してください。

●3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除（国民年金、国民年金基金は控除証明書等を添付してください。）

健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、厚生年金、国民年金などの保険料
控除額＝支払った保険料の金額

※ご家族の年金から天引きされている社会保険料は申告できません。
※年金天引き分（本人分）とその他納付書で支払っている分をあわせて申告できます。
※本人の給与・年金から天引きされている社会保険料は「その他」に記入してください。

⑭小規模企業共済等掛金控除（証明書を添付してください。）

第一種共済掛金・心身障害者扶養共済掛金・確定拠出年金法の個人型または企業型年金加入者掛金
控除額＝支払った共済掛金の金額

⑮生命保険料控除（生命保険料控除証明書を添付してください。）

生命保険・簡易生命保険・農協等の生命共済等
平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料（新契約）と、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料（旧契約）は保険料控除の取扱いが異なります。各契約の新旧区分、一般・介護医療・個人年金の適用区分については、控除証明書により確認ください。
一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険の各控除を合計した生命保険料控除の上限額は70,000円となります。

【新契約】一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険とも
年間の支払保険料等 控除額

12,000円以下 支払保険料等の全額

12,001円～32,000円 支払保険料等×1/2+6,000円

32,001円～56,000円 支払保険料等×1/4+14,000円

56,000円を超す場合 28,000円（限度額）

【旧契約】一般生命保険・個人年金保険とも
年間の支払保険料等 控除額

15,000円以下 支払保険料等の全額

15,001円～40,000円 支払保険料等×1/2+7,500円

40,001円～70,000円 支払保険料等×1/4+17,500円

70,000円を超す場合 35,000円（限度額）

※新契約・旧契約の両方を合算して控除の適用を受ける場合は、一般生命保険・個人年金保険とも控除の上限額は28,000円です。なお、旧契約のみで算出した控除額が、新契約・旧契約の両方を合算して算出した控除額を上回る場合は、旧契約のみの控除額を適用します。

⑯地震保険料控除（地震保険料控除証明書を添付してください。）

一定の地震保険、損害保険等

(1)地震保険の場合

控除額＝支払金額の合計額の1/2（限度額25,000円）

(2)旧長期損害保険（平成18年末までに締結した契約のうち、保険期間が10年以上で、満期返金があり、平成19年1月1日以後に契約等を変更していないもの）の場合

支払保険料等 控除額

5,000円以下 支払保険料等全額

5,001円～15,000円 支払保険料等×1/2+2,500円

15,000円を超す場合 10,000円（限度額）

(3)上記(1)の地震保険と(2)の旧長期損害保険が両方ある場合

(1)の控除額と(2)の控除額の合計額（限度額25,000円）。一つの契約で、上記(1)と上記(2)の双方に該当する場合、いずれか一方の控除としてのみ適用可能）

⑰寡婦控除

夫と離婚した人で、子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下である人、または夫と死別した人で、合計所得金額が500万円以下である人
控除額 260,000円

⑱ひとり親控除

婚姻歴の有無に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身の人で合計所得金額が500万円以下である人
控除額 300,000円

※⑰・⑱ともに令和6年12月31日時点で住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は対象外です。

⑲勤労学生控除（学生証等の写しを添付してください。）

令和6年12月31日現在、学生または生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下である人
控除額 260,000円

⑳障害者控除（障害者手帳・障害者控除対象者認定書の写しを添付してください。）

令和6年12月31日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む。）、扶養親族が次のいずれかに当てはまる場合
特別障害者：療育手帳（A）、身体障害者手帳（1級、2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）、戦傷病者手帳（特別項症から第3項症）等
障害者：上記以外の障害者手帳等の交付を受けている人
特別障害者控除額 300,000円（同居の場合530,000円）
障害者控除額 260,000円
※市が発行する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている場合も障害者控除を受けられます。

㉑雑損控除

雑損控除を申告される方は、各種証明書等を提出していただく必要がありますので、市民税課までご連絡ください。

㉒医療費控除

※令和6年1月1日から12月31日までに支払った医療費等を合計し、明細書を添付してください。
※「従来の医療費控除」か「セルフメディケーション税制」のうち適用する方を選択してください。

(1)従来の医療費控除
医者、歯医者等に支払った治療費や通院のための交通費など、治療のために支出した費用（支払った医療費等）－（保険金等で補填される金額）－（総所得金額等×5%と10万円のいずれか低い方の金額）＝控除額
※予防接種・特定健康診査の費用や文書料は対象になりません。
※おむつ代やストマ用器具代の申請は、使用証明書を添付してください。
申告について詳しくは、同封の「医療費控除を申告される方へ」をご覧ください。

(2)セルフメディケーション税制控除
（スイッチOTC医薬品購入費）－（保険金等で補填される金額）－12,000円＝控除額

令和7年度（令和6年分）市民税・県民税申告書

※令和6年中の内容を記入してください。

（宛先）奈良市長 令和7年2月20日 提出

住所・氏名等

住所 奈良市二条大路南一丁目1-1

業種又は職業

令和7年1月1日の住所 上記と同じ

フリガナ シミンゼイ タロウ

個人番号（マイナンバー）

氏名 市民税 太郎

1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6

生年月日 大 昭 平 令 26年12月21日

電話 (0742) 34 - 1111

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類 支払った保険料 社会保険の種類 支払った保険料

国民健康保険 182,800 後期高齢者医療保険

介護保険 41,400 国民年金保険

その他 ()

合計 224,200

⑭小規模企業共済等掛金控除

支払った第一種共済掛金 心身障害者扶養共済掛金等の合計額 介護医療保険料の支払合計

新生命保険料の支払合計 新個人年金保険料の支払合計 介護医療保険料の支払合計

旧生命保険料の支払合計 旧個人年金保険料の支払合計

76,273 18,280

⑯地震保険料控除

地震保険料の支払合計 旧長期損害保険料の支払合計

8,600

⑰寡婦控除

死別・生死不明 離婚・未帰還 ひとり親控除 ひとり親控除 勤労学生控除（学校名）

氏名 市民税 二美

身体・精神・療育・ ()

4 級 程度

氏名

身体・精神・療育・ ()

級 程度

⑱障害者控除

配偶者の氏名 生年月日 同居又は別居 配偶者の収入金額

市民税 千代子 昭 平 30年6月7日 同居 (給与 円)

別居 (年金 795,900 円)

個人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 6 7 7 配偶者の合計所得金額 0 円

同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

氏名 生年月日 同居又は別居 続柄 個人番号

市民税 二美 昭 平 51年3月5日 同居 子 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8

市民税 和子 昭 平 5年4月8日 同居 母 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9

市民税 拓也 昭 平 23年5月10日 同居 子の子 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0

別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

氏名 住所 国外居住

市民税 和子 奈良市法華寺町264-1

配偶者 □30歳未満又は70歳以上の □留学 □障害者 □38万円以上の支払 □配偶者 □30歳未満又は70歳以上の □留学 □障害者 □38万円以上の支払

損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類

雑損控除

損害金額 保険金等で補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額

申告する方を○で囲んでください。

支払った医療費等 保険金等で補填される金額

80,000 15,000

「個人番号」欄に「個人番号（行政手続における一定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）」

どちらかを選択して○で囲んでください。

総所得金額等の5% 1,294,034×5%＝64,701（10万円より小さい）

医療費控除額㉒ 80,000－15,000－64,701＝299

②基礎控除

合計所得金額が2,400万円を超える人は、合計所得金額に応じて控除額が段階的に減少します。合計所得金額が2,500万円を超える人は、基礎控除が適用されません。下記の表を参照して控除額を記入してください。

合計所得金額 基礎控除額

2,400万円以下 430,000円

2,400万円超2,450万円以下 290,000円

2,450万円超2,500万円以下 150,000円

2,500万円超 適用なし

●営業等（ア・①）、農業（イ・②）、不動産（ウ・③）

申告書裏面の「7 事業（営業等・農業）・不動産所得に関する事項」に収入及び必要経費等を記入し、収入金額の合計は、ア・イ・ウ欄へ、所得欄は①・②・③欄へそれぞれ記入してください。（収支内訳書を添付してください。※奈良市ホームページに見本を掲載しています。確定申告書の様式も可）

●配当（エ・⑤）

令和6年1月1日から12月31日までに受けた配当額を記入します。
（配当金計算書、支払通知書、特定口座年間取引報告書等を添付してください。）
※上場配当等に係る配当所得につきましては市・県民税のみで申告することはできません。

●給与（オ・⑥）

源泉徴収票の支払金額をオ欄に、給与所得控除後の額を⑥欄に記入してください。源泉徴収票が発行されない場合は、裏面「5 日給等の内訳」に記入してください。
※源泉徴収税額の記載は不要です。
給与と所得金額の計算（複数ある場合は合計して計算）

給与等収入金額① 給与所得の金額

550,999円以下 0円

551,000円～1,618,999円 ①－550,000円

1,619,000円～16,19,999円 1,069,000円

1,620,000円～1,621,999円 1,070,000円

1,622,000円～1,623,999円 1,072,000円

1,624,000円～1,627,999円 1,074,000円

1,628,000円～1,799,999円 (C)×60%+100,000円

1,800,000円～3,599,999円 (C)×70%－80,000円

3,600,000円～6,599,999円 (C)×80%－440,000円

6,600,000円～8,499,999円 ①×90%－1,100,000円

8,500,000円以上 ①－1,950,000円

※給与等収入と公的年金等の収入の両方を有する人で、それらの所得金額の合計が10万円を超える人は、申告書の書き方の●14所得金額調整控除に関する事項の(2)を確認してください。

※特定支出控除の適用を受ける場合は、上記の表と異なります。

●公的年金等（カ・㉒）

公的年金等の源泉徴収票の支払金額の合計額をカ欄に記入してください。所得金額は、「公的年金等に係る雑所得速算表」の計算式で求めて㉒欄へ記入してください。（※企業年金も含みます。）
※本人分のみ記入してください。
※源泉徴収税額の記載は不要です。
公的年金等に係る雑所得速算表

年齢区分 年金額収入金額(A) 所得金額

65歳未満（昭和35年1月2日以降生まれ）

130万円以下 (A)－600,000円

130万円超～410万円以下 (A)×75%－275,000円

410万円超～770万円以下 (A)×85%－685,000円

770万円超～1,000万円以下 (A)×95%－1,455,000円

1,000万円超 (A)－1,955,000円

65歳以上（昭和35年1月1日以前生まれ）

330万円以下 (A)－1,100,000円

330万円超～410万円以下 (A)×75%－275,000円

410万円超～770万円以下 (A)×85%－685,000円

770万円超～1,000万円以下 (A)×95%－1,455,000円

1,000万円超 (A)－1,955,000円

※公的年金等の雑所得以外の所得の所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円が、2,000万円を超える場合には一律20万円が控除額から引下げられます。

●業務（キ・⑧）

業務には、原稿料、講演料、ネットオークション等を利用した個人取引の副収入などが該当します。収入金額はキ欄へ、所得金額は⑧欄へ記入してください。

●その他（ク・㉑）

その他には、公的年金等（カ・㉒）及び業務（キ・⑧）に係るもの以外の雑所得が該当します（個人年金、互助年金など）。収入金額はク欄へ、所得金額は㉑欄へ記入してください。
個人年金を申告される方は、支払者より送付され、申告用に支払金額や経費等が記載された書面を添付してください。
※「●業務」、「●その他」は収入金額から必要経費を差し引いた額が所得となります。詳細を裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入してください。

㉑配偶者控除・㉒配偶者特別控除・同一生計配偶者・㉓扶養控除

あなたと生計を一にする配偶者、親族（他の人の扶養親族は除く。）で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人について記入してください。また、配偶者の合計所得金額が48万円を超える場合は、以下の表を参照して控除額を記入してください。

なお、配偶者の合計所得金額が48万円以下で、あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、「□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」にチェックを入れてください。配偶者控除は適用になりませんが、扶養している配偶者の障害者控除は受けられます。
※同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得金額48万円以下の人
控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者の配偶者

㉑配偶者・㉒配偶者特別控除の控除額

あなたの合計所得金額

900万円以下 900万円超～950万円 950万円超～1,000万円

㉑ 0～48万円 33万円 22万円 11万円

老人配偶者 ※70歳以上 38万円 26万円 13万円

48万円超～100万円 33万円 22万円 11万円

100万円超～105万円 31万円 21万円 11万円

105万円超～110万円 26万円 18万円 9万円

110万円超～115万円 21万円 14万円 7万円

115万円超～120万円 16万円 11万円 6万円

120万円超～125万円 11万円 8万円 4万円

125万円超～130万円 6万円 4万円 2万円

130万円超～133万円 3万円 2万円 1万円

※配偶者控除の適用を受ける人は配偶者特別控除の適用は受けられません。

㉓扶養親族の控除額

扶養親族の区分 控除額 扶養親族の区分 控除額

一般扶養親族 33万円 老人扶養親族(70歳以上) 38万円

特定扶養親族(19歳以上23歳未満) 45万円 同居老親(本人か配偶者の直系尊属) 45万円

年少扶養親族(16歳未満) 0円